

令和8年度 八戸市特定子ども・子育て支援施設等指導計画

1 基本方針

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第14条第1項の規定及び八戸市特定子ども・子育て支援施設等指導要綱（令和4年11月18日実施。以下「指導要綱」という。）に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定子ども・子育て支援の提供及び施設の運営に関する基準に関する事項について指導を行い、特定子ども・子育て支援の質の確保の適正化を図る。

2 指導の方法

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導は、指導要綱において、全ての施設に対し、定期的かつ計画的に実施すると規定されているが、児童福祉法施行令第38条の規定による児童福祉施設に対する検査との均衡に留意し、全ての施設を対象に1年に1回以上実地において行う。

3 重点指導事項

- (1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
 - ・ 特定子ども・子育て支援を提供した際、提供日、時間帯、内容その他必要な事項を記録しているかを確認する。
- (2) 利用料及び特定費用の額の受領
 - ・ 締結した契約により定められた利用料の支払いを受けているか。
 - ・ 特定費用（利用料以外の金銭）の支払いを受けている場合、当該支払いの使途、額、理由を、保護者へ事前説明を書面により行い、同意を得ているか。
- (3) 領収証の交付
 - ・ 利用料や特定費用の支払いを受けた場合、領収証を保護者に対し交付しているか。利用料と特定費用の額を区分して記載しているか。
- (4) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
 - ・ 保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、内容、費用の額、その他必要な事項を記載した提供証明書を交付しているか。
- (5) 施設等利用費の額に係る通知
 - ・ 法定代理受領により施設等利用費の支払いを受けた場合、保護者へ施設等利用費の額を通知しているか。
- (6) 施設等利用給付認定保護者に関する市への通知
 - ・ 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。
- (7) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
 - ・ 子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取り扱いをしていないか。
- (8) 秘密保持等
 - ・ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。
 - ・ 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏

らすことがないよう、必要な措置を講じているか。

- ・ 子どもに関する情報を小学校等へ提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ているか。

(9) 記録の整備

- ・ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備、保存しているか。
- ・ 子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、保存しているか。

4 監査への変更

指導要綱第6条に基づき、指導中に次に掲げる状況を確認した場合は、直ちに、監査を実施することとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定子ども・子育て支援施設等を利用する子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合